意見書案第９号

特別自治市構想の法制化に反対する意見書

現在、指定都市市長会は道府県から独立する特別市の法制化を目指す運動を活発に展開し、国の地方制度調査会でも「特別自治市制度」の実現に向けた法制化の動きが進められている。

大都市における行政効率化を進め、ひいては意思決定を迅速にすることを目指すという趣旨については理解できる部分もある。しかしながら、富源が集中する大都市が県から独立した場合、県の税収は大幅に減少するため実施困難となる事業が生じ、これまで財政が厳しい市町村へ支給されていた医療費助成や各種独自補助金の減額・打ち切りが現実化し、小さな自治体の住民サービスは維持できなくなり、道路の整備や河川汚改修等へ大きな影響が生じることになる。

また、大都市が完全に分離されることで、これまで担っていた高度医療・災害対応など広域事務への致命的な支障が生じ、高度医療体制の構築、新興感染症対策、大規模災害時の広域避難・物資調達といった広域調整機能がマヒし、周辺町村を含む県民の安全が脅かされる事態が想定される。人口減少下において行政サービスの「広域化」を進めるべき時代の中、大都市圏のみが独立を企てることは、時代に逆行する「地域の分断」をもたらすだけであり、県と市町村がより一層、連携・協調しながら行政課題の解決に取り組むべきである。特別自治市制度は、この持続可能な行政運営への歩みを阻害するものであり、極めて大きな課題や懸念のある特別自治制度は到底認められない。

本構想は、国・県・市町村の在り方を根本から変える地方自治制度への大改革であるが、住民に対してその影響や不利益などに関する具体的な内容や説明は全くなされておらず、極めて不十分であり、住民の合意形成がなされているとは言えない。

よって、本市議会は、本構想に反対するとともに、国に対して持続的かつ最適な行政サービスを提供していくため行財政に与える影響を多角的に検証し、地方自治の本旨に基づき十分な熟議をつくすよう求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月２日

逗　子　市　議　会